

# 1 緑地の現状と緑地保全に求められる課題・背景

## (1) 緑地の現状

---

### 1) 昭和40年代から急速に減少した緑地

---

川崎市は、多摩川の右岸約30kmに及ぶ細長い地域で、北西部の多摩丘陵や台地、南東部の多摩川と沖積低地、臨海部の埋立地で形成されている。かつて北西部の丘陵地・台地は畑、果樹園、谷戸の樹林地などの緑が豊富であった。また、丘陵地・台地と沖積低地の間には多摩川崖線の緑地があり、斜面の樹林地が帯状に連なる景観を形成していた。

しかし、昭和40年代から本格的に始まった大規模な開発事業が市街化を促進し、市域の緑地は急速に減少した。とりわけ、北西部において斜面緑地を始めとする自然的環境の改変・喪失が進行した。

こうした緑地の減少に対応するため、川崎市は昭和61年9月に当時の自然環境保全審議会に「川崎市における斜面緑地<sup>1)</sup>の保全手法の在り方」を諮問し、昭和63年3月に答申を受け、「斜面緑地評価」の実施による保全の優先度の設定をはじめとした緑地保全施策を推進した。平成7年10月には川崎市緑の基本計画「かわさき緑の30プラン」策定し、施策をさらに推進したが、市内の開発圧力は依然として高く、3,000㎡以上の斜面緑地は昭和63年に約989ha残存していたものが、平成14年8月には約655haとなり、34%（約334ha）もの斜面緑地が失われている。

---

<sup>1</sup> 斜面緑地：かつては薪炭林や農用林であり、主にクヌギ、コナラ林を中心とした二次林や草地で、市域に残存している多摩川の崖線を始めとした多摩丘陵を構成する樹林地等の総称をいう。地形的には、ほとんどが北側の片側斜面地で30度内外の傾斜度を示しているが、内陸部に分布する拠点的な樹林地や、黒川地区などに見られる、まとまりのある樹林地も含めている。

## 2) 緑地総合評価制度の構築

このように年々減少する斜面緑地を保全するため、市は平成13年9月に当時の環境保全審議会に「川崎市における新たな緑地保全方策」について諮問し、平成14年10月に答申を受け、1,000㎡以上のまとまりある市内の緑地に対し、緑地情報を総合化して客観的な評価のもとに施策展開の優先度を明確にする指針として活用するために、「緑地総合評価制度」を構築した。

この「緑地総合評価」は、航空写真による空中写真判読及び現地調査によって整理した植生・地形等の自然的条件、歴史・景観等の社会的条件、上位計画等の計画条件をもとに緑地を評価し、A、B、Cによる3段階のランクを設定して保全施策を講じるにあたっての優先度を示すものである（表1-1）。

表1-1 平成14年答申による評価項目

大項目	中項目	小項目	配点	
自然的条件	植生	①植生の状況	5：樹林	2：草地
		②生育の状況	2：良	0：不良
	規模	③緑地のまとまり	3：0.3ha以上	1：0.3ha未満
	地形	④多様性（崖線、谷戸、湧水等）があるか	2：ある	0：ない
		⑤傾斜度	1：30度以上	0：30度未満
	土地利用	⑥河川、農地との一体性・ネットワーク性があるか	2：ある	0：ない
	動植物種情報	⑦希少種などの存在があるか	1：ある	0：ない
社会的条件	歴史・文化	⑧歴史的文化財との一体性があるか	1：ある	0：ない
		⑨旧街道が通っているか	1：ある	0：ない
	眺望・景観	⑩鉄道駅等からの眺望	1：ある	0：ない
		⑪主要道路からの眺望	1：ある	0：ない
	レクリエーション	⑫遊歩道・散歩道が通っているか	1：通っている	0：通っていない
⑬都市公園等と連続性があるか		1：ある	0：ない	
計画条件	上位計画	⑭計画の位置付けの有無	1：ある	0：ない
	市民要望	⑮緑の保全地域申出等	1：ある	0：ない
	市民活動	⑯活動団体の有無	1：ある	0：ない
			合計	25点

この緑地総合評価に伴い、調査した結果を取りまとめたものを「緑地保全カルテ」として作成し、国の機関や市の開発審査を担当する部署に配備し、斜面緑地の開発に迅速に対応できるよう情報の共有化を図った。

# 川崎市 緑地保全カルテ

作成年月日	02 年 11 月 05 日
最終更新年月日	13 年 03 月 27 日

緑地番号	6011
所在地	多摩区菅仙谷1

自然的条件					
主 な 植 生 区 分	名称	落葉広葉樹林	竹林 (モウソウチク林)	落葉広葉・竹林 (落葉広葉・モウソウチク林)	
	平均樹高	10 ~ 24 m	10 ~ 18 m	7 ~ 22 m	~ m
	平均 胸高直径	5 ~ 80 cm	(10 ~ 50) cm	8 ~ 50 cm	~ cm
	生育状況	普通	普通	普通	
	管理状況	悪い	悪い	悪い	
主な樹種	コナラ、クヌギ、イヌシデ、エゴノキ、クリ、ヤマザクラ、シラカシ、ヒサカキ、ケヤキ、アラカシ、アオハダ	モウソウチク、ケヤキ、シラカシ、アラカシ、スギ、コナラ、ヤマザクラ	コナラ、イヌシデ、エゴノキ、シラカシ、モウソウチク、ヒサカキ、ヤマザクラ、ケヤキ、ゴズイ		
主な 林 床 植 物	木本	ワジュロ、シラカシ、ヤブニツケイ、アカメガシワ、サワフタギ、コバノガマズミ	ワジュロ、トウネズミモチ、アラカシ、シラカシ、クサギ、アオキ	ヒサカキ、ワジュロ、アオキ、シラカシ、ムラサキシキブ、ヤツデ、サワフタギ、ユキヤナギ	
	草本	アズマネザサ	アズマネザサ	アズマネザサ	
指標種等 確認情報			傾斜度	30° 以上	
規模(面積)	69,255 m <sup>2</sup>	河川・農地との連続性	畑地		
地形の多様性	湧水1ヶ所	備考			

社会的条件		計画条件	
歴史的文化的財との一体性	小沢城址	計画の位置付けの有無	特別緑地保全地区、ふれあいの森
旧街道	—	緑の保全地域指定申出の有無	あり
鉄道駅等からの眺望	JR南武線、京王相模原線	地域森林計画対象民有林(森林法)	5条森林 (地域森林計画対象民有林)、2条のみの森林
主要道路からの眺望	主要地方道川崎府中線	急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害警戒区域	菅 (S45. 12. 15/H2. 3. 31)、菅 B (S54. 3. 3/S63. 3. 31) 土砂災害警戒区域
遊歩道・散歩道	多摩自然遊歩道	活動団体の有無	あり
都市公園等との連続性	小沢城址特別緑地保全地区、小沢城址ふれあいの森	都市計画用途地域	第一種低層住居専用地域
備考		土地所有の状況	<input type="checkbox"/> 公有地 <input type="checkbox"/> 民有地
備考		備考	

保全上配慮すべき事項	小沢城址特別緑地保全地区、急傾斜地崩壊危険区域、レクリエーション機能、埋蔵文化財を包含する緑、環境保全機能、景観形成機能
------------	--

保全施策取り組み等の履歴			市民からの要望等	
年月日	内容	面積	年月日	内容
S59. 3. 31	小沢城址緑地保全地区	6.5ha	S49. 8. 27	5号緑の保全区域指定申出
H17. 5	ふれあいの森			

## 【現況写真】

写真NO.1



写真NO.2



写真NO.3



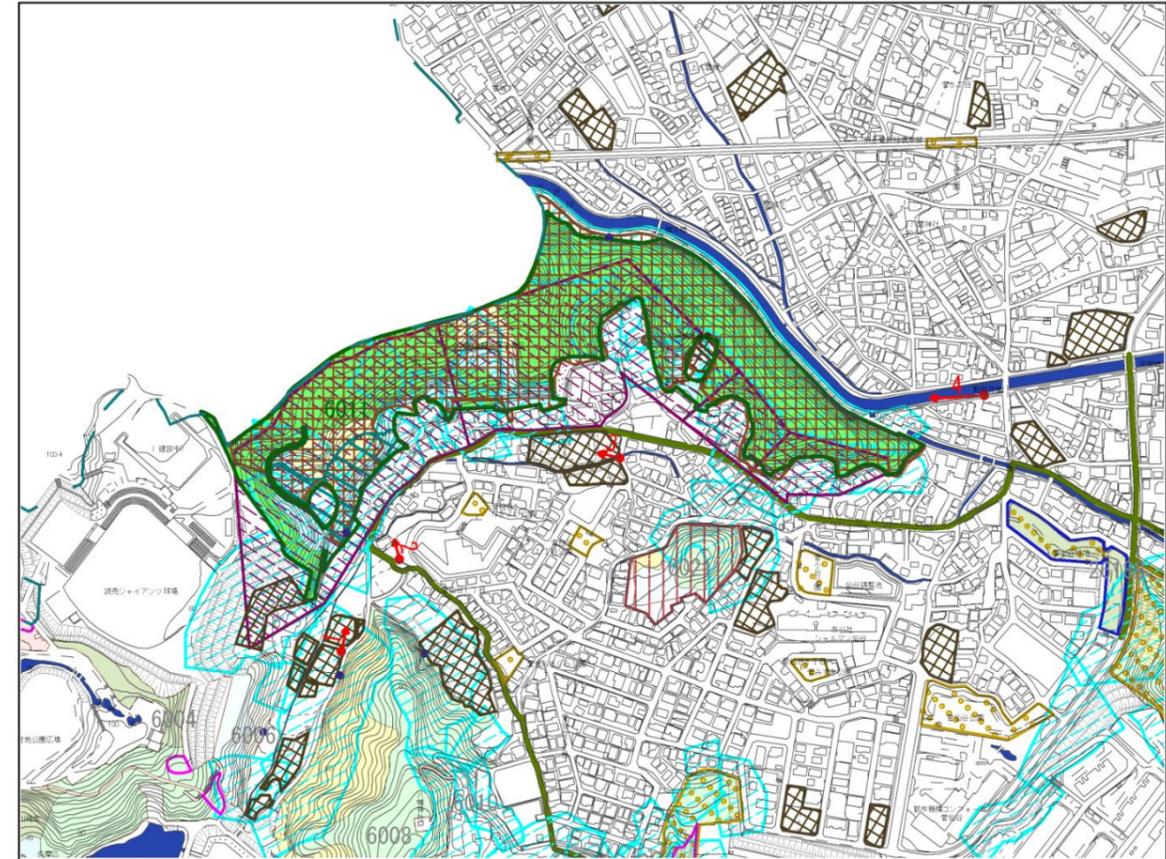
写真NO.4



## 【凡例】

	常緑広葉樹林
	常落葉樹林
	常緑広葉・針葉樹林
	落葉広葉樹林
	落葉広葉・アカマツ林
	落葉広葉・針葉樹林
	落葉広葉・モウソウチク林
	アカマツ林
	針葉樹植林
	竹林
	伐採跡地
	草地
	復元緑地
	ふれあいの森
	特別緑地保全地区
	緑の保全地域
	生産緑地
	公園・緑地・墓苑
	急傾斜崩壊等
	土砂災害警戒区域
	遊歩道・散歩道
	河川
	区界線
	写真撮影地点

## 【現況植生図】



### 3) 「川崎方式」による緑地の保全施策

川崎市では、樹林地の保全を進めるにあたっては、まず「緑地総合評価（ABCランク）」、「緑地保全カルテ」により、個々の植生状況や土地利用の状況等を把握し、優先的に保全すべき樹林地を見極め、樹林地の所有者の理解と協力を得ながら、様々な緑地保全制度を効果的に講じている。

また、樹林地の開発に対応するため、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例第30条の2」に規定されている「自然的環境の保全配慮の助言・指導」の機会を活用し、早期段階からの情報収集に努めると共に、事業者等に対しては緑地保全制度の説明を行い、保全に向けた協力を求めている（図1-1）。

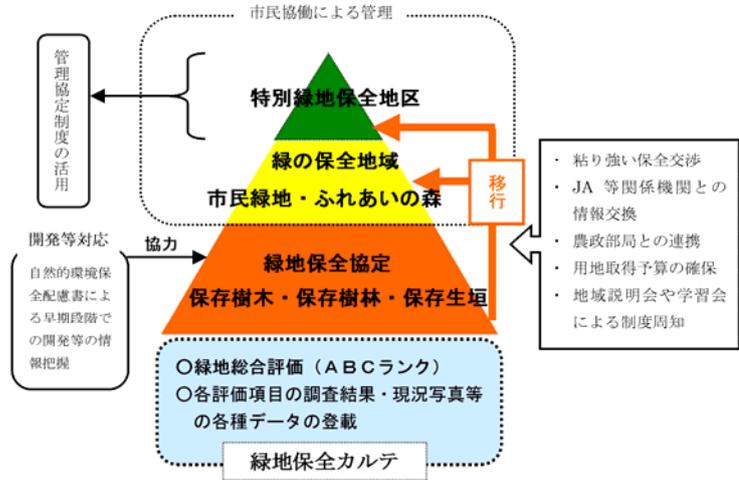


図1-1 緑地保全施策の基本（川崎方式）

さらには、都市緑地法の改正（平成13年度）により、「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項」として、保全配慮地区を平成15年12月に設定した。

なお、保全配慮地区の範囲は、川崎市において重点的に緑地の保全を図るべき区域として、多摩丘陵及び多摩川崖線などの緑地群が含まれる市域の北西部を中心としたエリアを設定している（図1-2）。

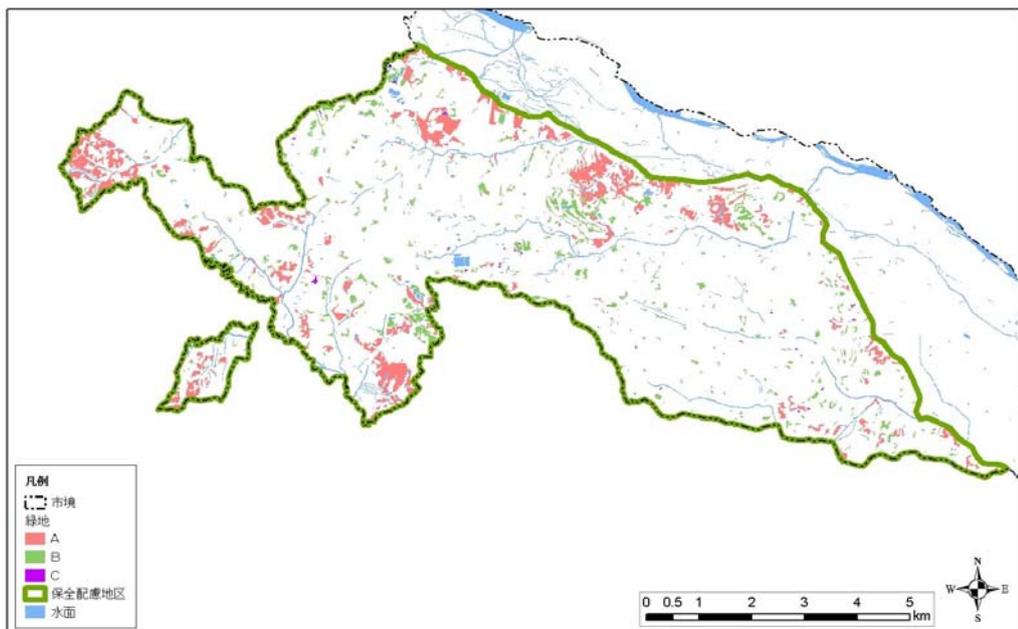


図1-2 保全配慮地区及び樹林地の分布

（緑地総合評価による1,000㎡以上の樹林地 H24.3時点）

#### 4) 保全施策の成果

その後も市は、市域の骨格を形成する多摩丘陵・多摩川崖線軸の樹林地の連続性確保など、これまでの緑地保全制度の取り組み基準の強化や、保全配慮地区の川崎市緑の基本計画(平成20年3月策定)への位置付けなど、更なる緑地保全施策の推進を図った。

それらの成果として、平成14年度から24年度までに市全域で99haもの緑地が保全され(図1-3)、特に保全配慮地区内において多摩川崖線軸、多摩丘陵軸上の骨格となる緑地の保全が進展した(図1-4)。

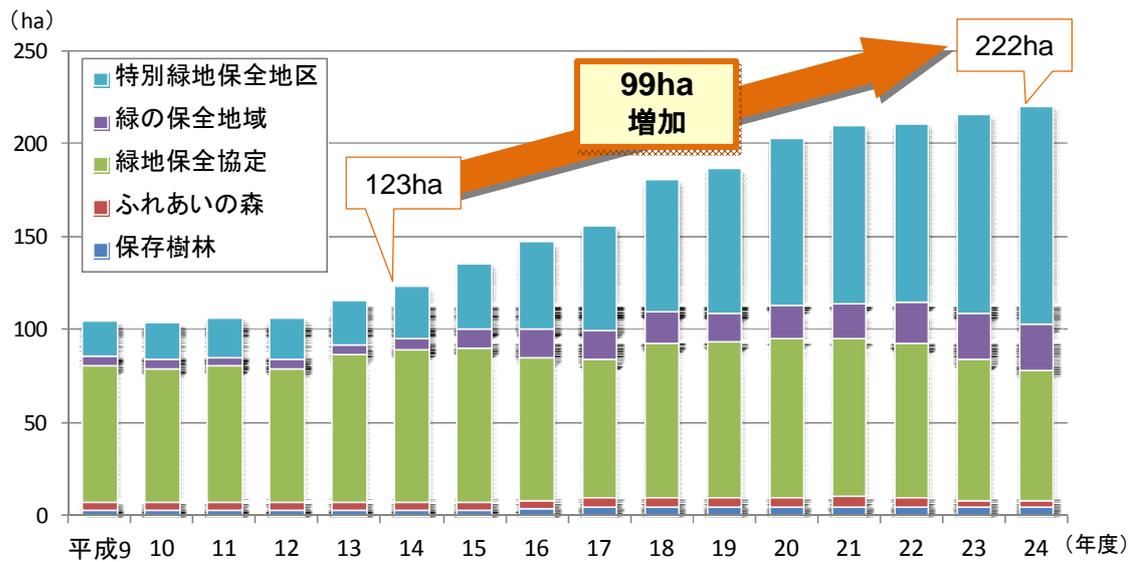


図1-3 市全体の緑地保全施策の実績

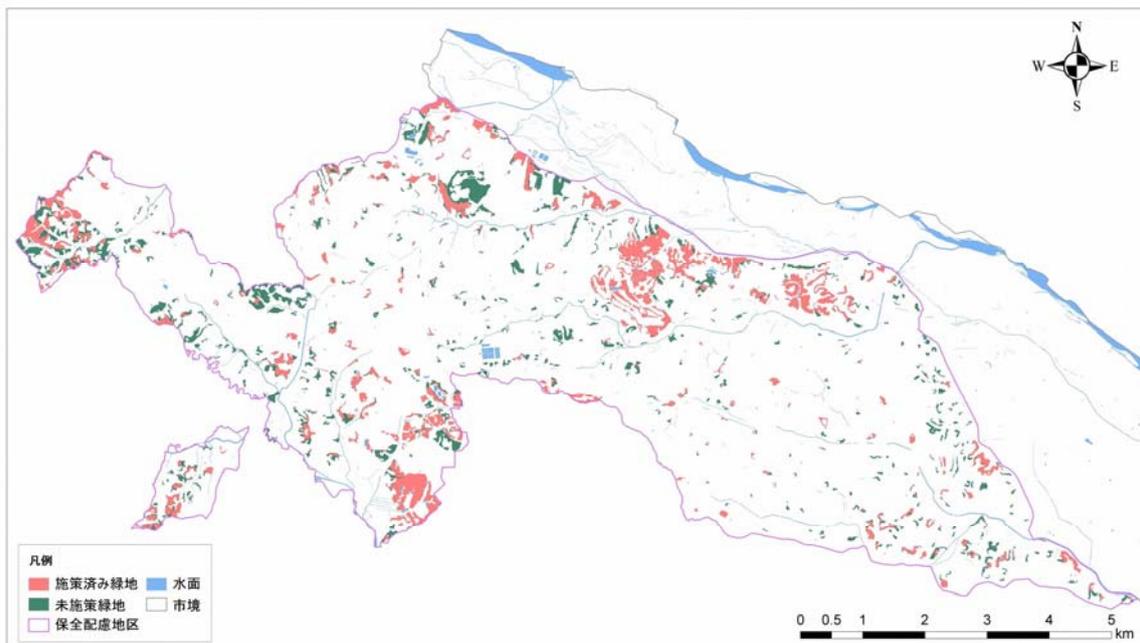


図1-4 保全配慮地区における緑地分布と施策の適用状況

保全配慮地区内において保全施策が適用された施策済み緑地<sup>2)</sup>の面積は、平成14年度末に305.5ha(43.2%)であったものが、平成23年度末には371.2ha(58.8%)に増加した(図1-5)。

しかしながら、川崎市は首都圏の好立地に位置し大半が市街化区域であるため、土地需要が旺盛であり、開発のなどにより毎年減少傾向を示している。平成14年時点における保全配慮地区内の1,000㎡以上の緑地は697haであったが、平成24年3月時点では631haとなった。この10年間で66haもの緑地が減少しており、その保全は依然として大きな課題である。

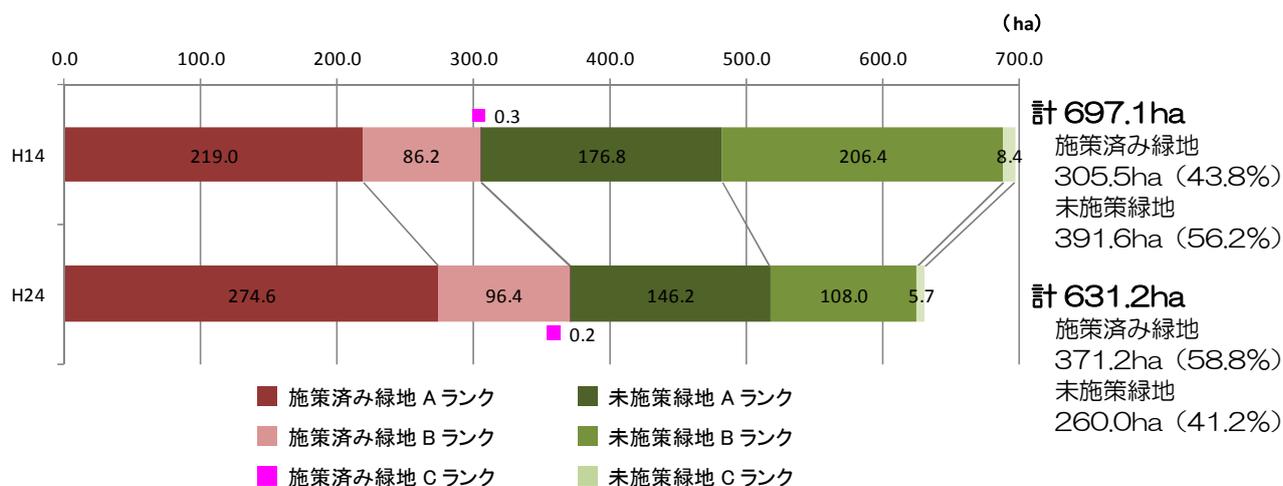


図1-5 保全配慮地区における保全実績



■多摩川崖線の斜面緑地  
 (小沢城址特別緑地保全地区)



■多摩丘陵の緑地(岡上地区)

<sup>2)</sup> 施策済み緑地：特別緑地保全地区、緑の保全地域、緑地保全協定地、公園・緑地、その他の保全制度が適用された緑地。

## (2) 緑地保全に求められる課題・背景

川崎市は平成20年3月に「川崎市緑の基本計画」を改定し、「多様な緑が市民をつなぐ 地球環境都市かわさきへ」を基本理念として、地域の実情を踏まえた緑の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的に進めている。川崎市緑の基本計画では、緑地保全に関し、多摩丘陵・多摩川崖線の緑地等の保全に加え、台地に広がる農地と樹林地の一体的保全、身近な緑の保全、緑と水のネットワーク形成の充実、緑地保全活動等への市民参加等の施策が示されている。

また、生物多様性の保全、景観形成等、関連する分野において、国の法整備の進展、社会的関心の拡大、市の関連計画の策定が進んでいる。

これらの動向から、緑地保全に求められている視点は以下のように整理することができる。

### ①生物多様性保全に向けた里地里山の保全や、生き物の生息・生育拠点の保全と生息・生育環境をつなぐネットワークの形成

生物多様性基本法（平成二十年六月六日法律第五十八号）の制定、我が国における生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催（平成22年）等を契機として、生物多様性の保全に関する社会的な認識が広がる中、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）における「SATOYAMA イニシアティブ」の提唱、生物多様性国家戦略に示された第二の危機「自然に対する働きかけの縮小による危機」等を背景に、里地里山の保全が重要な課題となっている。

「川崎市生物多様性地域戦略策定に向けた基本的な考え方について（答申）」（平成25年4月 川崎市環境審議会）では、基本方針のひとつに「多様な緑や水等の自然環境を、生き物の視点で生息・生育環境となる空間を守り、つなげて質を高め、さらに創り出していき、人・生き物にやさしいまちづくりに取り組む」ことを挙げている。

このように、生物多様性の保全に向けた里地里山の保全や、生き物の生息・生育拠点の保全とこれらをつなぐネットワークの形成の重要性が高まっている。

<b>基本理念</b>	<b>基本方針</b>						
<b>多様な緑と水 人と自然が共生するまち 人や生き物がつながり かわさき</b>	<b>基本方針Ⅰ “人と生き物をつなげる”</b> 生物多様性への認識や環境に配慮したライフスタイルを広め、積極的に活動を実践する人材を育み、市民、事業者等と協働して生物多様性の保全に取り組む						
	<b>基本方針Ⅱ “生き物をつなげる”</b> 多様な緑や水等の自然環境を、 <b>生き物の視点で生息・生育環境となる空間を守り、つなげて質を高め</b> 、さらに創り出していき、人・生き物にやさしいまちづくりに取り組む						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">ア</td> <td>「守る」 生き物の生息・生育拠点となる緑や水を守る取組</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ</td> <td>「つなぐ」 生き物の生息・生育環境をつなぐ取組</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ウ</td> <td>「創る」 まちなかに生き物の生息・生育拠点を創る取組</td> </tr> </table>	ア	「守る」 生き物の生息・生育拠点となる緑や水を守る取組	イ	「つなぐ」 生き物の生息・生育環境をつなぐ取組	ウ	「創る」 まちなかに生き物の生息・生育拠点を創る取組
	ア	「守る」 生き物の生息・生育拠点となる緑や水を守る取組					
イ	「つなぐ」 生き物の生息・生育環境をつなぐ取組						
ウ	「創る」 まちなかに生き物の生息・生育拠点を創る取組						
<b>基本方針Ⅲ “情報をつなげる”</b> 生物多様性の保全に関する様々な情報を集め、誰もが利活用できるようにするとともに、広く伝えていく							

図1-6 「川崎市生物多様性地域戦略に向けた基本的な考え方について（答申）」の基本理念及び基本方針

## ②温室効果ガス（二酸化炭素）の吸収源となる樹林地の保全

地球温暖化対策は世界共通の課題であり、市は平成22年に「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を策定し、対策を進めている。その中で、温室効果ガスの一つである二酸化炭素の吸収源となる緑地の保全及び緑化の推進は、基本施策の一つに位置づけられており、二酸化炭素の吸収源となる樹林地の保全が求められている。

## ③地域らしさのある身近な景観を形成する緑地の保全

川崎市は、良好な景観を保全し、地域の特性にふさわしい新たな景観を創出するため、景観形成のマスタープランとして、平成19年に川崎市景観計画を策定した。

川崎市景観計画の景観形成方針図では、川崎市緑の基本計画に示した緑の将来像と整合する形で、景観の骨格を形成する自然及び地形的要素を表す景観軸として多摩川崖線軸、多摩丘陵軸を位置づけている。また、地区の地形や地域特性から分類した景観ゾーンとして、保全配慮地区に当たる区域が緑のゾーン、農と緑のゾーンに設定されており、「丘陵地の緑に映える、緑豊かな落ち着いた景観の形成」、「坂や丘などの起伏を生かした地域らしさを感じる景観の形成」、「農と緑に調和した、のどかな景観の形成」など、緑を生かした地域らしさのある身近な景観の形成が求められている。

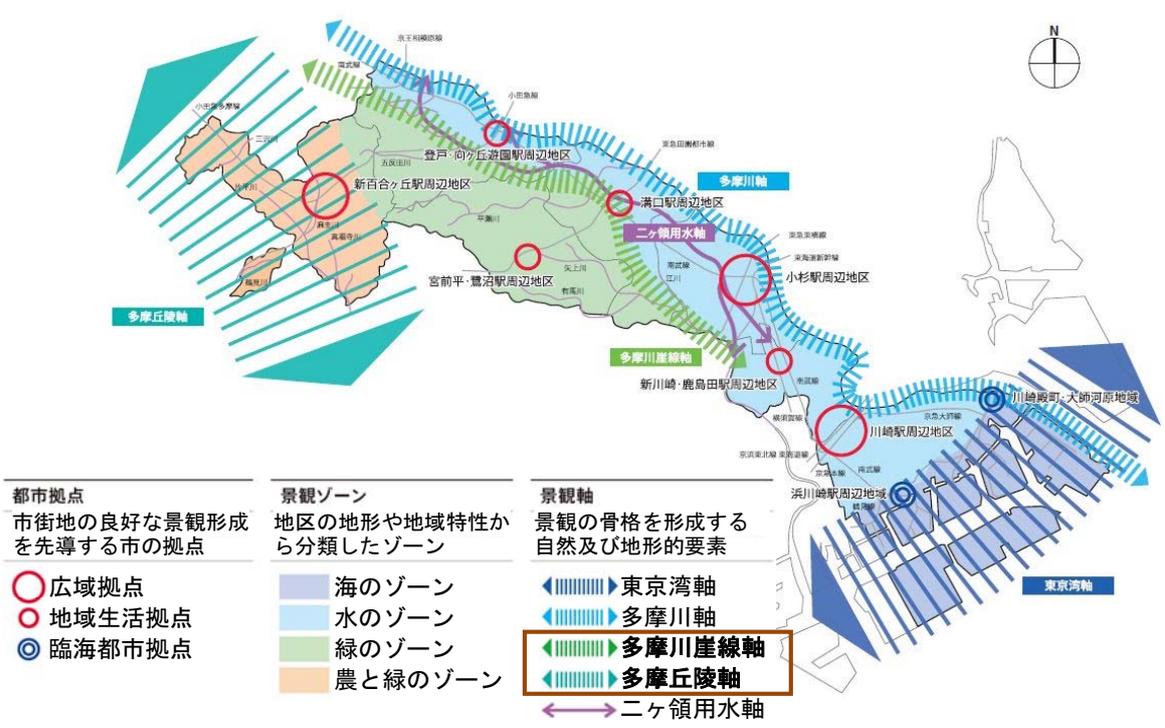


図 1-7 景観形成方針図

(出典：川崎市景観計画)

#### ④緑地管理活動における市民協働の促進を通じた地域コミュニティの活性化

保全した緑地の管理活動への市民参加や、花壇の花植え等、緑地保全・緑化における市民協働は、緑とのふれあいを通じた地域コミュニティの活性化に寄与する。

川崎市緑の基本計画にも示されている緑地管理における市民協働の促進は、地域コミュニティの活性化に重要な役割を果たすものである。



■菅小谷緑の保全地域における保全管理活動

#### ⑤保全した斜面緑地の安全対策

川崎市市内には非常に多くの急傾斜地があり、市内には急傾斜地崩壊危険区域が91箇所、土砂災害警戒区域が711区域指定されており、急傾斜地を含む緑地の多くがこれらの指定区域を含んでいる。

突発的に起こる局地的な大雨（ゲリラ豪雨）が頻発する近年、保全した緑地の急斜面において、実際に土砂崩れが起きたケースもあり、斜面緑地の隣接地権者より、斜面安全対策の要望が増えており、緑地の保全と斜面緑地における安全対策の両立が求められている。



※ノンフレーム工法

自然斜面上の緑を活かしてロックボルトを多数斜面に打設することで、自然環境を損なうことなく、地山と補強材との総合作用により斜面を安定化させる工法

■黒川よこみね特別緑地保全地区における安全対策